

# 「教員の個人活動評価」に関して、部局長・評議員に質問書を提出しました 教育研究評議会評議員は必ずご回答ください

## 前期中に要綱と要領を作成の予定

『赤煉瓦』 21 (2005.11.18) でお知らせしたように、大学評価会議は 2004 年度試行の「教員の個人活動評価」のあり方を見直すことを決定し、2006 年度の本格実施からは「各教員が設定した目標の達成」を「学部長等」が評価する方法に改め、評価結果を「給与に反映（昇給、勤勉手当等）」させようとしています。その後、大学評価会議は「教員の個人活動評価指針」を改正し 2006 年 3 月 23 日の教育研究評議会において学長は「評価結果を特別昇給・勤勉手当に反映させたい」考えを示したと伝えられています。今後は、4 月中を目途に全学共通の要綱を作成し、前期中に各学部の要領を作成してゆく予定とのことです。

## 教育研究評議会評議員に質問書を提出

しかし、『赤煉瓦』 21 (2005.11.18) で指摘した通り、「教員の個人活動評価」の見直しの意志決定手続きには重大な問題があり、新たな評価方法にも多くの問題が孕まれています。何よりも、評価結果を「給与に反映（昇給、勤勉手当等）」させるというのは、事実上の査定給の導入ですから、労使関係で議論されて当然ですが、それは未だにまったくなされていません。我われ熊本大学教職員組合は、3 月 27 日にこの問題に関して団体交渉の開催を申し入れました。

新しい評価方法では、評価者として「学部長等」が挙げられており、学部長や評議員が大きな役割を果たすことが予想されます。そこで、新年度の教育研究評議会評議員の方々が新たな評価方法や評価結果を「給与に反映（昇給、勤勉手当等）」させることについて、どのように考えているか、今後の団体交渉等の参考にするため、4 月 5 日に右の質問書を提出しました。

## 教育研究評議会評議員は必ずご回答ください

新年度当初の多忙な時期ですが、教育研究評議会評議員の方々には、問題の重要性、自らの責務に照らして、必ず 4 月 12 日（水）までに回答することを求めます。

<b>赤煉瓦</b>	熊本大学教職員組合	
	48	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/
2006.4.7		

2006年4月5日

教育研究評議会評議員 各位

熊本大学教職員組合  
執行委員長 上田 厚

## 質問書

熊本大学において「教員の個人活動評価」（以下、「個人活動評価」とする）が本格的に実施されるという2006年度の幕が開きました。学部長、評議員の皆様におかれましては、各部局ごとの「実施要領」策定にあたり、対応に苦慮されていることと拝察いたします。

「個人活動評価」の本格実施に向けては、大学評価会議で策定された「熊本大学における教員の個人活動評価指針（改正案）」が、去る3月23日の教育研究評議会にて報告されており、その際、学長が、この評価結果を「勤勉手当・特別昇給に反映させたい」と述べたと伝えられています。この見解は、2005年10月13日の部局長等連絡調整会議で示された「教員の個人活動の見直しの考え方」に既に盛り込まれていたものを引き継いでいます。私たちはここには大きな問題点が孕まれていると考え、現在、団体交渉の開催を要求しているところです。

交渉に当たっては、評価の重責を担われるであろう学部長・評議員の皆様のお考えを踏まえた議論が不可欠であると考え、質問書をお送りする次第です。

つきましては、4月12日（火）までに以下の質問に対するご回答を組合事務所宛ご送付いただけますようお願い申し上げます。なお、頂いたご回答につきましては、交渉の資料として活用させていただくほか、組合の機関紙への引用を予定しておりますが、ご氏名及びご所属は非公開として取り扱わせていただきますので、ご忌憚のないご回答をお寄せください。

年度初めで、とりわけご多忙中とは存じますが、熊本大学で働く教員一人ひとりにとって、極めて大切な事柄ですので、ご協力をお願い致します。

## 質問

大学評価会議「教員の個人活動評価の見直しの考え方」では、評価結果を給与（昇給、勤勉手当等）に反映させることを前提に、各教員が設定した目標の達成度を各学部長等が評価する方法が示されていますが、この方法で、客観性を保ちながら、教員の活動を正当に評価することが可能であると考えますか？  
不安を感じられている場合は、不安の内容を具体的に記してください。